

香川県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第40号

香川県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

香川県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年香川県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付金の利率、償還期間等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。第4項を除き、以下同じ。）は、<u>10年（山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条の6第1項に規定する資金、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第9条に規定する資金、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第15条に規定する資金、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第11条第1項に規定する資金、同法第16条に規定する資金、農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第9条に規定する資金、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条に規定する資金及び6次産業化法第10条第2項に規定する資金にあっては12年、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第7条に規定する資金にあっては15年）以内とする。</u></p> <p>3 貸付金の据置期間は、<u>3年（山村振興法第8条の6第1項に規定する資金、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第11条第1項に規定する資金、農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金及び6次産業化法第10条第2項に規定する資金にあっては、5年）以内とする。</u></p> <p>4 略</p>	<p>(貸付金の利率、償還期間等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。第4項を除き、以下同じ。）は、10年（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第9条に規定する資金、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第15条に規定する資金、農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第9条に規定する資金、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条に規定する資金及び6次産業化法第10条第2項に規定する資金にあっては12年、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第7条に規定する資金にあっては15年）以内とする。</p> <p>3 貸付金の据置期間は、3年（農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金及び6次産業化法第10条第2項に規定する資金にあっては、5年）以内とする。</p> <p>4 略</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。